

公 告

下記の建設工事について、次のとおり条件付一般競争入札を行うので、南大隅町契約規則（平成17年3月31日規則第33号）第2条及び南大隅町建設工事条件付一般競争入札実施要綱（平成30年10月1日告示第66号）第6条に基づき公告する。

令和7年7月17日

南大隅町長 石 畑 博

工 事 発 注 表	
発注工事種別	建築工事
工事名	商店街街路灯新設改修工事（根占地区：川北地内 中央通り会）
工事場所	南大隅町根占川北 地内
工事担当課	企画観光課農商工連携係
入札方法	電子入札システムで行うものとする。
工事概要	・街路灯建築工事 36基 ・電気設備 ・機械設備
工期	令和8年3月15日
予定価格（税抜）	一金31,589,000円
最低制限価格の設定	有
入札参加条件	建築一式工事に係る本町の格付がA級及びB級に該当する者
分割発注条件	無
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の100分の10以上とする
設計図書等	参加申込のあった業者へ電子メールにて送付します
入札参加申込期限	令和7年7月28日（月）午後3時まで
入札参加申込先	かごしま県市町村電子入札システム（条件付一般競争入札参加申込書を添付すること【様式第1号】）
入札参加確認通知送付日	令和7年7月29日 電子入札システムにより発行
質問受付期間	令和7年7月17日（木）から令和7年8月8日（金）午後3時まで
質問受付場所	企画観光課農商工連携係（kanko@town.minamiosumi.lg.jp）へメールにて提出（質問書の様式は南大隅町ホームページに掲載）
質問回答日	令和7年8月12日（月）午後3時まで
質問回答場所	メールにて回答します
現場説明会	実施しない
入札書受付期間	令和7年7月29日（火）午後3時から令和7年8月12日（火）午後3時まで

開札予定日	令和7年8月13日（水）
開札場所	南大隅町役場本庁2階総務課電算室内
落札者決定方法	予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格で最低の価格で入札した者を落札者とする
落札者の契約書の案の提出	落札決定者は、落札決定通知を受けた日から7日以内に記名押印した契約書の案を提出しなければならない
参加資格に関する事項	(1)南大隅町建設工事入札参加資格審査要綱（平成17年南大隅町告示第55号）第2条の入札参加資格等に適合し、入札参加資格を認められた者 (2)建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止の期間中でない者 (3)南大隅町が公告の際に提示した入札参加条件等に適合する者 (4)当該工事に建設業法第19条の2に規定する現場代理人及び同法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を適正に配置することができる者 (5)南大隅町建設工事請負業者の指名選定及び指名停止に関する要綱（平成17年南大隅町告示第56号）及び鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年鹿児島県告示第450号）に基づく指名停止を受けていない者 (6)南大隅町に納税義務がある入札参加資格者の場合は、町税等の未納がない者 (7)手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実がない者 (8)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の決定を受けていない者若しくは更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の決定を受けていない者若しくは再生手続開始の申立てがなされていない者 (9)その他、法令、規則等に違反していない者
入札の無効に関する事項	(1)入札参加資格のない者が入札したとき (2)入札に際し談合その他不正行為があったと認められるとき (3)条件付一般競争入札参加申込書（様式第1号）を提出していない者又は虚偽の入札参加申込をした者 (4)工事内訳書を提出していない者又は未提出であると認められるとき (5)その他入札条件に著しく違反したと認められるとき
前金払	有
注意事項	(1)条件付一般競争入札参加申込書（様式第1号）及び入札書等を提出する際は、かごしま県市町村電子入札システムにより行うこと (2)入札参加者は入札に際し、工事内訳書を提出することが条件となっている (3)やむを得ない理由で、かごしま県市町村電子入札システムから入札参加申込できない場合は、入札参加申込期限までに紙入札参加申請書（様式第5号）及び条件付一般競争入札参加申込書（様式第1号）を総務課に提出し、承認を得ること (4)かごしま県市町村電子入札システムにて入札参加申込後、やむを得ない理由で電子入札をすることができない場合は、入札書提出締切日の前日までに紙入札参加申請書（様式第5号）を総務課に提出し、承認を得ること (5)主任技術者、監理技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係にあること (6)入札を紙入札にて参加する際は、指定された日時までに入札書等を総務課まで持参すること (7)落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること (8)その他、かごしま県市町村電子入札システム利用者共通規約による